

(様式1)

白 教 管 第 86 号

平成30年 4月16日

文部科学大臣 殿

北海道白糠町長 棚 野 孝 夫

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

白糠町公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成30年度～平成32年度（3年間）

(担当)

白糠町教育委員会管理課学校建設係

住所：北海道白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1

電話：01547-2-2171

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

平成24年度に実施した耐力度調査により、危険建物とされた庶路小学校及び庶路中学校の別敷地高台移転が完了したことに伴い、両校の校舎・屋体を解体撤去する。

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

(5) 施設の特徴に配慮した教育環境の充実を図る整備

| |
|--|
| |
|--|

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|-----------------------------------|---------|------|
| 小学校 | | 2 校 |
| 中学校 | | 2 校 |
| 義務教育学校 | | 1 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む) | | 0 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 1 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 35 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 0 箇所 |
| | 共同調理場 | 1 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 0 箇所 |
| | 学校武道場 | 0 箇所 |
| | 社会体育施設 | 2 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|-------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 無し | |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 無し | |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

施設整備計画の目標の達成度合いについて計測するための指標等を検討。計画策定期間後に、指標等に基づく達成の評価を実施し、評価結果を本町のホームページ等で公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な政策等事業に関する事項(学校ごと)

| 学校等の名称 | 目標 | 事業区分 | 整備方針 | | | | 事業全体の整備面積等 【負担金事業を含む】 (㎡、箇所等) | 事業全体の概算工事費 【負担金事業を含む】 (千円) | 事業実施年度 (予定) | 備考 |
|---------------|-----|------|-------|------|------|------------------|-------------------------------------|----------------------------------|----------------|---------------------------|
| | | | 事業単位 | 建物区分 | 構造区分 | 全事業期間 (契約～完成) | | | | |
| 鹿路小学校(第IV期工事) | (2) | 01 | 危険改築 | 校 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 111,194 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 鹿路小学校(第IV期工事) | (2) | 01 | 危険改築 | 屋 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 24,402 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 鹿路小学校(第IV期工事) | (2) | 03 | 不適格改築 | 校 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 2,404 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 鹿路中学校(第IV期工事) | (2) | 01 | 危険改築 | 校 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 83,790 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 鹿路中学校(第IV期工事) | (2) | 01 | 危険改築 | 屋 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 27,481 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 鹿路中学校(第IV期工事) | (2) | 03 | 不適格改築 | 校 | R | H30.9～H31.3 | 1 | 729 | 平成30年度 | 解体撤去(交付金H27～29、負担金H28～29) |
| 計 | | | | | | | | 250,000 | | |

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

(交付金の交付等)

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 施設整備計画の目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣（市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を經由して文部科学大臣）に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。